

小田原三の丸ホール前庭の使用について

1 目的・概要

本市の文化・芸術活動の振興並びに周辺地域のにぎわい創出に寄与することを目的として、一定の条件の下、小田原三の丸ホール前庭の使用を認める

2 使用開始日

令和7年4月1日

※本案内はあくまでも案内開始時点の運用方法であり、利用日までに変更がある可能性がある。

3 対象者

大ホール、小ホール、展示室のいずれかを使用する者

4 貸出範囲

小田原三の丸ホール 前庭（約 408 m²：芝生（山部分を除く）と、石畳）

5 利用条件

(1) 文化事業であること。

【参考】本市における文化事業の定義

- ・音楽を主とする事業
- ・舞台芸術（演劇・舞踊など）を主とする事業
- ・伝統芸能（邦楽・謡曲など）を主とする事業
- ・美術、写真の発表・展示を主とする事業
- ・その他、文化事業として認められるもの

(2) 小田原三の丸ホール施設（大・小ホール、展示室）の使用者であり、連動した事業であること。

(3) 騒音等により近隣住民の迷惑とならない事業であること。

【禁止事項】

- ・音を用いる催事について、原則、施設管理者が定める地点で 60 dBを超えないこと

(4) 芝生や石畳等、前庭施設を傷めない事業であること。

【禁止事項（芝生）】

- ・車両の乗り入れ（コンパネ板等を敷く場合は要相談）
- ・鉄板等の金属物を直接設置する、棒を突き刺す等、芝生、樹木を傷める行為

【禁止事項（石畳）】

- ・照明器具を傷める行為
- ・石畳の耐荷重（100 kg）を超えた物品の設置や展示

【禁止事項（すのこ）】

- ・物品の設置や展示
- ・人の滞留

- (5) 9時から搬入し、17時までに撤収すること。また、連続して利用する場合、利用日毎に撤収すること。
- (6) 利用者は、その利用により前庭を損壊、破損させた場合、その修繕に係る費用を負担すること。一般通行人に怪我等を負わせた場合も同様とする。
- (7) 利用者は、一般通行人や強風・雨等の自然災害や緊急対応による器物損壊・破損が想定されることへの対策を講じるとともに、施設管理者はその責任を負わないこと。

【禁止事項】

- ・ 3mを超える物品の設置
- (8) 利用者は専属の担当者を設け、利用状況に気を配るとともに、常に連絡が取れる状態とすること。
- (9) 施設の備品を使用しないこと。なお、利用者が用意した備品を使用することは差し支えないが、芝生や石畳を傷めないよう十分に配慮すること。また、利用者が用意する備品については、使用計画書に全て記載した上で、原則1ヶ月前までに施設管理者の許可を得ること（変更がある場合は、都度、施設管理者と協議すること）。
- (10) 災害時の避難場所であることから、物品等の設置にあたっては、持ち運びが容易に行える計画とするとともに、有事の際は避難誘導やその動線確保に協力すること。
- (11) 火気使用は原則認めない。ただし、使用計画書上、安全対策が講じられていると判断される場合は、施設管理者宛に火気使用申請を提出し、許可を受けた上で使用すること。
- (12) 使用の状況から、施設管理者が利用条件に反していると判断したときは、中止を求める場合があること。
- (13) 原則、有料公演は認めず（実費負担は除く）、入場制限を行わないこと。また、使用施設で行われている催事の関連商品の販売を行わないこと。

5 利用方法

申請受付期間の11か月前の1日から2ヶ月前の初日までに、行政財産使用許可申請書及び次の関係書類を提出し、行政財産の目的外使用の許可を受けること。

(提出書類)

- ・ 行政財産使用許可申請書
- ・ 使用計画書（配置図、設置物一覧含む）
- ・ チェックリスト

6 使用料

「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」に基づき算出した金額とする。なお、本使用料は認定団体であっても減免対象にはならず、また、既納使用料は還付しない。

支払いは市が発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに納付するものとする。

(参考) ・ 前庭 (約 408 m²) : 約 5,500 円/日

※月額を日割り計算する関係上、月によって若干の違いがある。

※前庭については、山部分を除く。